被	認	定	証	番	号	宮崎県公安委員会 第408号
処	自	動車	運転作	弋 行	業	ツバメ代行社
分	の	名 称	又は	記	号	2 - 2 1411 12
者	主力	たる営業所	所が所在す	る市町	村	宮崎県延岡市
	処	分	年 月	日		令和6年6月20日
	処	分	内	容		認定の取消し
	処	分	理	由		正当な理由がないのに、引き続き6月以上営業を休止し、現に営業を営んでいない上、3か月以上所在不明であるため
	根	拠	法	令		自動車運転代行業の業務の適正化に関す る法律第7条第1項第3号及び第4号
処分を行った公安委員会						宮崎県公安委員会